

国補内原駅北出会いの広場公園遊具改築工事 条件明示事項

1 工程関係

- (1) 工期日数は、雨天・休日等を含み令和9年2月28日までとする。
なお、休日には、土日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。
- (2) 契約書に定める工事始期日以降30日以内に実施設計に着手することとする。
- (3) 本工事の工程管理においては、実施工程表、月間工程表及び週間工程表を作成の上、施工管理をすること。なお、工事期間中、工程に変化があった場合には、速やかに変更工程表を作成するものとする。

2 安全対策関係

- (1) 本工事における安全対策等については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」及び「土木工事安全施工技術指針」に基づき行うこと。なお、これによりがたい場合には、監督員と協議すること。

3 公害対策関係

- (1) 本工事において、騒音、振動、粉塵・排気ガス等の発生のおそれがある場合には、事前に十分な対策を講じてから施工を行うこと。また、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」に基づき施工を行うこと。
- (2) 本工事の施工に伴い、第三者に被害を及ぼすことが懸念される場合には、受注者の責任において十分な事前調査検討を行い、監督員と協議の上で施工を行うこと。また、第三者に被害を及ぼした場合には、速やかに工事を中止するとともに監督員に報告すること。

4 残土、産業廃棄物関係

- (1) 建設発生土は、現場内敷き均しとする。
- (2) 産業廃棄物（Co塊、木くず）は、再生資源化施設へ搬入するものとする。
- (3) 受注者は、産業廃棄物（Co塊、木くず）の搬出場所・運搬経路計画等を施工計画書に明記し、監督員の承諾を得なければならない。
- (4) 建設廃棄物は、廃棄物処理法の規定に従い処理すること。また、「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守すること。

5 その他

- (1) 公園内には電線管や給排水管等が埋設されているため、設計及び施工に先立ち、別紙給排水電気平面図をもとに、十分に事前調査のうえで、損傷が無いよう受注者の責任において施工すること。
- (2) 公園利用者の安全を確保するため、工事期間中は必要に応じて立入防止柵等を設置すること。
- (3) 遊具設置に先立ち、必要な地盤の許容応力度を測定し、監督員の承諾を得ること。

別紙特記仕様書及び注意事項等を厳守すること